

医政発 0517 第 11 号
令和元年 5 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。

今般、一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者による AED 使用のあり方特別委員会」において、別添のとおり「AED の適正配置に関するガイドライン」（平成25年9月27日付医政発0927第8号）の補訂が取りまとめられましたので情報提供いたします。

貴職におかれては、引き続きこのガイドラインを参考にし、AED の効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただくようお願いいたします。